

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	前払式支払手段に係る制度整備	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 電話番号: 03-3506-6000(内線3544) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成21年12月7日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的・必要性】 前払式証券規制法においては、払戻手続に関する手続がないほか、発行者に対する情報の安全管理措置等についての定めがなく、利用者の安全かつ適正な前払式証券の利用を担保する上で十分であるかどうかの問題がある。また、権利実行手続の主体が財務局のみであり、利用者に対する適正・迅速な還付及び行政費用抑制の観点から検討の余地がある。</p> <p>【内容】 前払式支払手段の安全かつ適正な利用という目的を達成するため、資産保全方法及び内容をより充実させ、発行者に対する情報の安全管理義務及び発行者の払戻手続を規定し、さらには、権利実行手続を行う主体である財務局が、権利実行手続の全部又は一部を銀行、信託会社、破産管財人等の民間の者(以下「権利実行事務代行者」という。)に委託できることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済に関する法律施行令第8条、第10条、第12条 前払式支払手段に関する内閣府令第9条～第12条、第14条～第16条、第20条～第22条、第30条、第34条、第39条、第41条から第47条、第49条、第51条、第53条
想定される代替案	権利実行手続について、権利実行事務代行者に限らず、誰(以下「一般人」という。)に対しても委託できることとする。なお、その他の事項は本案と同様とする。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	資産保全の方法として信託契約を選択した場合に発行者が信託会社に対して支払う手数料や、情報安全管理措置にかかる費用が発生する。
	(行政費用)	権利実行事務代行者に対して支払う費用(手数料)が発生する。
	(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。
		一般人に対して支払う費用(手数料)が発生する。
		一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。
規制の便益	便益の要素	
	権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となる。資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が図られる。	代替案の場合
		資産保全において満たすべき要件や払戻手続、情報安全管理措置等を規定することにより、前払式支払手段の利用者保護が一定程度図られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(1)費用と便益の関係 本案の場合、権利実行事務代行者において、その行う権利実行手続に関し費用が発生し、また、行政機関が権利実行事務代行者に対して支払う費用が発生するが、他方、利用者への効率的な権利実行手続が確保され、利用者保護に資することとなる。このような便益の増加は、新たな遵守費用や行政費用の発生というマイナスの効果を上回るものである。</p> <p>(2)代替案との比較 遵守費用について、本案と代替案は同様の費用が発生する。 本案においては新たな社会的費用は発生しない一方、代替案においては、一般人は、権利実行手続に係る前払式支払手段発行者の資産状況について適切に把握できるか不明であることから、発行保証金の還付を適切に行えず、利用者保護が図られないという社会的費用が発生する可能性が高い。 他方、本案においては、権利実行事務代行者として銀行、破産管財人等を規定することにより、利用者に対する配当のノウハウを有している者による効率的な権利実行手続が可能となるという便益が発生し、その効果は代替案を上回る。 以上より、代替案より本案が優ると考えられる。</p>	
有識者の見解その他関連事項 レビューを行う時期又は条件	金融審議会金融分科会第二部会報告書「資金決済に関する制度整備について—イノベーションの促進と利用者保護—」(平成21年1月14日公表) 資金決済に関する法律施行令第9条及び前払式支払手段に関する内閣府令第9条の施行後5年を経過した場合において、この法令案の施行状況等を勘案し、資金決済に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		